

鹿 児 島 県 公 報

令和4年3月11日（金）第293号の2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（3件）（障害福祉課取扱い） 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（高齢者生き生き推進課取扱い） 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（高齢者生き生き推進課取扱い） 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止（高齢者生き生き推進課取扱い） 2
- くろまぐろ（大型魚）の採捕の停止の解除（水産振興課取扱い） 3
- くろまぐろ（小型魚）に関する知事管理漁獲可能量の変更（水産振興課取扱い） 3
- 県営土地改良事業の計画の決定（4件）（農地整備課取扱い） 3
- 道路の供用の開始（道路維持課取扱い） 5

公 告

- 一般競争入札公告（総務課取扱い） 5

告 示

鹿児島県告示第182号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和4年3月11日

鹿児島県知事 塩田康一

病院又は診療所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
てれじあ診療所	鹿児島市真砂町34-6-202	令和4年3月1日	精神通院医療
薩摩郡医師会病院	薩摩郡さつま町轟町510番地	令和4年3月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第183号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和4年3月11日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
南日本薬剤センター薬局慈眼寺店	鹿児島市谷山中央五丁目17番5号	令和4年3月1日	精神通院医療
よつば薬局	鹿児島市与次郎一丁目7番1号	令和4年3月1日	精神通院医療
にじ薬局	指宿市十二町2186-3	令和4年	精神通院医療

		3 月 1 日	
あすなろ薬局	薩摩川内市中郷一丁目12番21号	令和 4 年 3 月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第184号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 4 年 3 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
社会福祉法人隣の会	鹿屋市笠之原町7402番地5	訪問看護ステーションりん	鹿屋市笠之原町7402番地5	令和 4 年 3 月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第185号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条の規定により，指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和 4 年 3 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問介護事業所まつのき	始良市加治木町木田707番地2	合同会社まつのき	始良市加治木町木田707番地2	松木 茂	令和 4 年 1 月 31 日	訪問介護
有限会社丸富商会	始良市加治木町木田3882番地7	有限会社丸富商会	始良市加治木町木田3882番地7	伊藤 富次	令和 4 年 2 月 9 日	特定福祉用具販売
訪問看護ステーションまくらぎ	枕崎市白沢北町191番地	社会医療法人慈生会	枕崎市白沢北町191番地	鮫島 秀弥	令和 4 年 2 月 28 日	訪問看護

鹿児島県告示第186号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文の規定により，次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和 4 年 3 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問介護かすみ	薩摩川内市樋脇町塔之原2654番地1	たしまエンタープライズ合同会社	薩摩川内市樋脇町塔之原2654番地1	田島 英敏	令和 4 年 2 月 1 日	訪問介護
リハビリサポートセンター	鹿屋市寿七丁目5番3号中尾ビル1F	合同会社P O S T	鹿屋市寿七丁目5番3号	園田 朋美	令和 4 年 2 月 15 日	通所介護

鹿児島県告示第187号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の 5 の規定により，指定介護予防サービス事業

者から次のとおり廃止の届出があった。

令和4年3月11日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
有限会社丸富商会	始良市加治木町木田3882番地7	有限会社丸富商会	始良市加治木町木田3882番地7	伊藤 富次	令和4年2月9日	特定介護予防福祉用具販売
訪問看護ステーションまくらぎ	枕崎市白沢北町191番地	社会医療法人慈生会	枕崎市白沢北町191番地	鮫島 秀弥	令和4年2月28日	介護予防訪問看護

鹿児島県告示第188号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により定めた鹿児島県資源管理方針別紙1－4に規定する鹿児島県定置漁業におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の総量が、鹿児島県定置漁業に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく小さくなったので、鹿児島県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和2年鹿児島県規則第58号）第2条第1項の告示に係る場合に該当しなくなったと認める。

令和4年3月11日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第189号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和4年3月11日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
32.7トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分量
鹿児島県定置漁業（上半期）	4.6トン
鹿児島県定置漁業（下半期）	21.1トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）	0.1トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）	6.9トン

鹿児島県告示第190号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業農村地域防災減災（用排水施設整備）（農業用排水施設整備）桜山地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和4年3月11日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧期間
令和4年3月14日から同年4月11日まで
- 3 縦覧場所
枕崎市役所農政課

鹿児島県告示第191号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業農村地域防災減災（用排水施設整備）（農業用排水施設整備）有村地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和4年3月11日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和4年3月14日から同年4月11日まで
- 3 縦覧場所
霧島市役所耕地課

鹿児島県告示第192号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業農地整備（通作・一般）（農道整備）穎娃西部地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和4年3月11日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和4年3月14日から同年4月11日まで
- 3 縦覧場所
南九州市役所耕地林務課

鹿児島県告示第193号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業農村地域防災減災（防災重点農業用ため池緊急整備）（農用地利用保全）上原地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和4年3月11日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和4年3月14日から同年4月11日まで
- 3 縦覧場所
和泊町役場耕地課

鹿児島県告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和4年3月11日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	郷戸市来線	いちき串木野市川上字黒岩平3215番1地先から同市川上字ヲトロシ坂3204番7地先まで	令和4年3月11日

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和4年3月11日

鹿児島県知事 塩田康一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
建築物の清掃サービス（鹿児島県議会庁舎の清掃業務） 一式
- (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 履行場所
鹿児島県議会庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）第7条第3項の規定により入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 本県内に本社を有する者であること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。
- (5) 営業を停止し、又は休止した者で営業を再開したものにあつては、営業再開後2年を経過している者であること。
- (6) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね1時間以内に業務に着手できる態勢であると認められる者であること。
- (7) 業務開始時において、所要の責任者及び清掃作業従事者の確保並びに機械器具の配備が可能であると認められる者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に

係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和 4 年 3 月 29 日 午後 2 時

イ 場所 鹿児島県庁（議会庁舎 3 階）第 4 会議室
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 鹿児島県議会事務局総務課総務係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

(イ) 交付期限 令和 4 年 3 月 28 日 午後 5 時 15 分

4 契約条項を示す場所及び期限

3 の (3) の イ に 同 じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。

8 最低制限価格

設定する。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県議会事務局総務課総務係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-5013

11 その他

(1) この入札は、この調達に係る令和 4 年度予算が成立しないときは実施しない。

(2) この入札に係る契約は、令和 4 年 4 月 1 日に確定する。